

大高契第131号  
大高生第166号  
平成24年9月11日

関係各位

環境建設部 契約監理室長 木綿谷弘之  
市民部 生活安全課長 羽根康英

大和高田市の契約から暴力団等を排除するための取組について（お知らせ）

このことについて、大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）が平成24年4月1日から施行されたことに伴い、奈良県警察本部とその関係機関等との連携の下、市が発注する業務に係る契約から暴力団等〔※1〕を排除することについて取組を強化します。

具体的な内容は、次のとおりです。

## 1. 契約監理室が行う市の契約から暴力団等を排除するための主な取組

### ① 競争入札参加資格者名簿登録除外

暴力団等の市の競争入札参加資格者名簿への登録を認めない。また、登録後に暴力団等であることが判明した場合は、当該登録の取消し及びその事実が改善されたことが確認できるまで入札参加資格停止の措置を講ずる。

### ② 入札からの排除

市が実施する一般競争入札において、暴力団等の参加資格を認めない。また、指名競争入札において、入札執行までに暴力団等であることが判明した場合は、当該入札への参加資格を認めず、また、その事実が改善されたことが確認できるまで入札参加資格停止の措置を講ずる。

### ③ 契約締結の制限

随意契約において、暴力団等を市が締結する契約方の相手としない。入札においても、契約締結〔※2〕の前に暴力団等であることが判明した場合、契約の締結を行わず、その事実が改善されたことが確認できるまで入札参加資格停止の措置を講ずる。また、入札保証金を市へ帰属させ、又は違約金等の損害賠償を請求することができるものとする。

### ④ 下請契約の締結の制限

暴力団等と認められる者は、下請けすることができない。

### ⑤ 契約の解除

契約締結後において、暴力団等であることが判明した場合、当該契約の解除、競争入札参加資格者名簿登録の取消し及びその事実が改善されたことが確認できるまで入札参加資格停止の措置を講ずる。

### ⑥ 不当介入の通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、市に報告す

るとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力を義務づける。また、不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに市に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署へ提出することを義務付ける。

これらの通報義務を怠ったと認められるときは、当該契約を解除することができるものとする。なお、不当介入により、契約の履行に遅れが生じる場合、受注者は、市に履行期限延長の請求を行うことができるものとする。

### ⑦ 誓約書の提出

上記①から⑥までの実効性を担保するため、下記に定めるところにより「暴力団排除に関する誓約書」の提出を義務付ける。

## 2. 誓約書提出の対象となる契約及び事業者

(1) 次のいずれかに該当する契約

- ① 契約締結方法が入札によるもの（契約金額、業種等を問わない。）。
- ② 随意契約のうち、企画コンペ方式、プロポーザル方式等の方法によるもの。
- ③ 公有財産に関する契約
- ④ 一定期間継続して行う単価による契約
- ⑤ 長期継続契約
- ⑥ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の請負契約で契約金額が 1 3 0 万円以上の契約で随意契約によるもの。
- ⑦ 契約金額が 1 0 0 万円以上の物品の購入、製造の請負、役務の提供その他の契約（建設工事を除く。）で随意契約によるもの。

(2) 次の事業者

競争入札参加資格者名簿への登載を希望する全ての事業者（個人、法人を問わない。）

## 3. 誓約書の提出期限等

事 項	提 出 期 限
競争入札参加資格者名簿登録申請	資格確認審査に係る書類の提出時
一般競争入札（郵便入札を含む。）	入札参加資格確認審査に係る書類の提出時
指名競争入札	入札執行前まで
指名競争入札（郵便入札）	開札まで（郵送、持参等の提出方法は、問わない。）
随意契約	契約締結（双方が契約書に記名押印する）まで
企画コンペ方式、プロポーザル方式等の方法によるもの	参加申込申請書等の書類提出時

## 4. 施行日

平成 2 4 年 1 0 月 1 日

[※1] 暴力団等とは、次に掲げるものをいう。

- ・ 大和高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
- ・ 同条例第2条第2号に規定する暴力団員
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

[※2] 地方自治体が当事者となる契約締結とは

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、「普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と示されている。

#### ○地方自治法第234条第5項抜粋

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

#### ○大和高田市暴力団排除条例一部抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 以下略

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。